

社会科学実験研究センター規程及び内規

北海道大学社会科学実験研究センター規程

北海道大学社会科学実験研究センター運営委員会規程

北海道大学社会科学実験研究センター研究倫理委員会内規

北海道大学社会科学実験研究センター点検評価内規

北海道大学社会科学実験研究センター規程

平成19年4月1日
海大達第203号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則(平成16年海大達第31号)第36条第7項の規定に基づき、北海道大学社会科学実験研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の学内共同施設として、社会科学実験に関する研究を行うとともに、社会科学実験分野における人材の育成、研究成果の国内外への発信、及び国内外の研究拠点との連携の強化を促進することにより、社会科学実験に関する教育研究の進展に資することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。
- 4 センター長は、再任されることができる。
- 5 センター長は、第6条に規定する運営委員会の議を経て、総長が選考する。

(副センター長)

第4条の2 センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、次条に規定するセンターの業務を兼務する教授をもって充てる。
- 3 副センター長は、センター長の職務を助け、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 副センター長の任期は、2年とする。ただし、その任期の末日は、センター長の任期の末日以前とする。
- 5 副センター長は、再任されることができる。
- 6 副センター長は、センター長の推薦に基づき、総長が任命する。

(兼務教員)

第5条 センターに、本学の専任教員又はこれと同等の能力を有する本学の職員のうちから、センターの業務を兼務する者(以下この条において「兼務教員」という。)を置く。

- 2 兼務教員の兼務は、次条に規定する運営委員会の議を経て、総長が命ずる。
- 3 兼務教員の兼務の期間は、2年とする。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターに関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(研究員)

第7条 センターに、研究員を置くことができる。

- 2 研究員は、本学の教員又は本学以外の研究機関において社会科学実験に関する研

究に従事している者をもって充てる。

3 研究員は、センター長の推薦に基づき、総長が委嘱する。

4 研究員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の一定期間とする。

(研究生)

第8条 センターにおいて、特定の専門事項について研究しようとする者がある場合は、センターにおいて適当と認め、かつ、支障のないときに限りこれを研究生として許可する。

2 研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程(平成3年海大達第3号)の定めるところによる。

(利用)

第9条 センターの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日海大達第77号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日海大達第145号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日海大達第173号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月9日海大達第256号)

この規程は、平成27年10月9日から施行する。

北海道大学社会科学実験研究センター運営委員会規程

平成19年4月1日
海大達第204号

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道大学社会科学実験研究センター規程(平成19年海大達第203号。第3条第1項において「センター規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、北海道大学社会科学実験研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、国立大学法人北海道大学における教授会への意見聴取事項等に係る規程(平成27年海大達第42号。次項において「意見聴取規程」という。)第2条第1号及び第6号から第10号までに掲げる事項を審議し、総長に意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定める事項のほか、北海道大学社会科学実験研究センター(以下「センター」という。)の教員の人事に関する事項(意見聴取規程第2条第6号から第10号までに掲げる事項を除く。)その他運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 法学研究科、教育学研究院、メディア・コミュニケーション研究院、経済学研究院、文学研究院及び公共政策学連携研究部の教授又は准教授のうちから 2名
 - (4) 水産科学研究院、地球環境科学研究院、理学研究院、薬学研究院、農学研究院、先端生命科学研究院、保健科学研究院、工学研究院、医学研究院、歯学研究院、獣医学研究院及び情報科学研究院の教授又は准教授のうちから 1名
 - (5) 附置研究所、研究センター及び学内共同施設の教授又は准教授のうちから 1名
 - (6) センター規程第5条に規定するセンターの業務を兼務する教授又は准教授(国立大学法人北海道大学特任教員就業規則(平成18年海大達第35号)第3条第2号に該当する特任教授又は特任准教授の職にある者を含む。)のうちから 4名
 - (7) その他総長が必要と認めたる者
- 2 前項第3号から第7号までの委員は、総長が委嘱する。ただし、同項第3号から第5号までの委員の委嘱は当該教育研究組織の長の推薦に基づくものとし、同項第6号の委員の委嘱はセンター長の推薦に基づくものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第7号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、別に定める事項を除き、出席委員の過半数をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に専門的事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文学事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日海大達第102号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日海大達第144号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日海大達第77号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日海大達第146号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日海大達第174号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、第4条第1項ただし書きの規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(平成29年4月1日海大達第152号)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の第3条第3項の規定による委員である経済学研究院の教授(以下この項において「旧委員」という。)は、この規程の施行の日に、改正後の第3条第3項の規定による委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委員としての任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成31年4月1日海大達第23号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

北海道大学社会科学実験研究センター研究倫理委員会内規

(平成 20 年6月 24 日制定)

(設置)

第1条 北海道大学社会科学実験研究センター(以下「本センター」という。)で行われる人間を対象とした実験研究について研究倫理に関する事項を審査することを目的として、本センターに北海道大学社会科学実験研究センター研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審査)

第2条 委員会は、人間を対象とした実験研究に関して、申請された研究計画の内容について次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 実験研究の対象となる者(以下「研究対象者」という。)の人権の擁護のための配慮に関する事項
- (2) 研究対象者(必要に応じて研究対象者の家族等を含む。)に理解を求め、同意を得る方法に関する事項
- (3) 研究の実施及び研究成果の利用に伴って生ずる研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮に関する事項
- (4) その他人間を対象とした実験研究に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本センターの兼務教員(センター長を除く。) 若干名
- (2) 本センター以外の学識経験者 若干名
- (3) その他センター長が必要と認めた者 若干名

2 前項の委員は、センター長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第3条第1項第3号の委員の1名以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会の開催及び議事は、緊急を要する場合において電子通信システムを用いて行うことができるものとする。

(審査の申請手続き等)

第7条 研究計画の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、北海道大学社会科学実験研究センターにおける人間を対象とする研究倫理審査申請書(様式1)

によりセンター長に申請するものとする。

- 2 センター長は、前項の申請があったときは、委員会に付託するものとする。
- 3 委員会は、センター長の付託があったときは、当該申請を審議し、その結果をセンター長に報告するものとする。

(審査の判定)

第8条 審査は、次に掲げる区分により判定を行うものとする。

- (1) 承認
 - (2) 条件付き承認
 - (3) 不承認
 - (4) 非該当
- 2 委員会は、必要に応じて、申請者から研究計画に関して詳細な説明を求めることができる。

(判定結果の通知)

第9条 センター長は、第7条第3項の報告を受けたときは、速やかに申請者に審査結果を北海道大学社会科学実験研究センターにおける人間を対象とする研究倫理審査結果通知書(様式2)を交付することにより通知しなければならない。

(再審査)

第10条 申請者は、審査の判定結果に対し異議のある場合は、前条に規定する審査結果通知書を受領した日から起算して2週間以内にセンター長に再審査を請求することができる。

- 2 再審査の請求は、北海道大学社会科学実験研究センターにおける人間を対象とする研究倫理再審査申請書(様式3)により申請しなければならない。
- 3 再審査は、当初の審査を担当した委員以外に、若干名の委員を追加して審査を行うものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、文学事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この内規の実施に関し必要な事項は、本センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成20年6月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

北海道大学社会科学実験研究センター点検評価内規

(平成 20 年 2 月 19 日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人北海道大学評価規程(平成 16 年海大達第 68 号)に基づき、北海道大学社会科学実験研究センター(以下「センター」という。)が行う教育研究活動等の状況についての点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 センターに、次に掲げる事項を行うため、北海道大学社会科学実験研究センター点検評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) センターの点検及び評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- (2) センターの点検及び評価の実施に関すること。
- (3) センターの点検及び評価に関する報告書等の作成及び公表に関すること。
- (4) センターの点検及び評価結果の学外者による検証の実施に関すること。
- (5) 法人評価及び認証評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センターの専任教員
 - (3) 文学事務部事務長
 - (4) その他センター長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第4号の委員は、センター長が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(専門委員会)

第6条 委員会に、点検及び評価に係る専門的事項を処理するために、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(評価の公表)

第7条 センター長は、委員会が点検及び評価を実施し、その結果を取りまとめた場合は、これを公表するものとする。

(学外者による検証)

第8条 センター長は、委員会が行った点検及び評価の結果について、学外者による検証を受けるように努めるものとする。

(評価結果への対応)

第9条 センター長は、委員会が行った点検及び評価、学外者による検証並びに法人評価及び認証評価の結果に基づき、改善が必要と認められる事項については、その改善に努めるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、文学事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、センターの点検及び評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成20年2月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。